

# 中川事務所新聞

第 1 1 5 号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【夏季の節電期間スタート】

今年は数値目標がないそうです。昨年節電に励んだ経験は、そのまま習慣になっているところも多いと思われるので、混乱は回避できそうですね。

当所でもエアコンと扇風機の併用、モニター等の待機電力の削減など細かいところでも節電を心がけています。

### 【LINE等のコミュニケーションツールにご用心】

スマホや携帯音楽プレーヤー等で利用できるコミュニケーションツールが花盛りですが、これ



による子供たちの犯罪被害が増えています。その手口等を見ると、大人では簡単に防げることで子供なら簡単に引っかけられてしまうことがよくわかります。

学校や地域ではこの対策に乗り出していますが、なんといても各家庭での防御が最も重要です。世の中には悪い大人がいるという前提で、しっかり対策を立てるべきでしょう。私たち自身が「よくわからない」では済まないほど事態は深刻です。

### 【PR：超ビジネス保険】

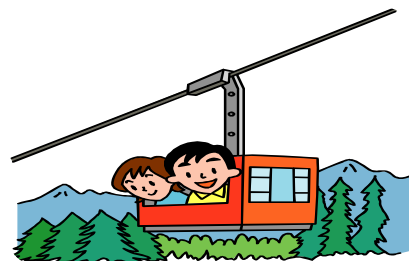
当社保険事業部では、事業活動を取り巻く様々なリスクをまとめて補償する事業活動包括保険を推奨しています。

1.モレやダブリなく、1つの保険でまとめて補償

- 2.必要な補償を選択
  - 3.各種割引制度
  - 4.契約の一括管理
- などのメリットがあります。詳しくは当社保険事業部までご相談ください。

### 【7月の事務予定】

- ・7月決算法人期末実地棚卸
- ・4月決算建設業決算変更届
- ・5月決算法人確定申告&納税
- ・11月決算法人中間申告&納税
- ・社会保険算定基礎届
- ・納期特例の源泉所得税納税
- ・姫路みなと祭り海上花火大会
- ・梅雨明け



## 知ってお得！？法律雑学

Q．社会保険料の負担が年々重くなっています。合法的に安くする方法はないのでしょうか？【第3回】

A． 短時間労働者の比率を上げる

法律によると労働時間が一般の正社員の4分の3未満の人は、社会保険適用除外です。具体的には、6時間未満/日ま

たは4日未満/週または16日未満/月です。

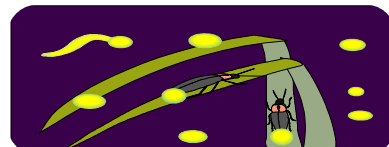
シフト編成が可能であれば、一考の余地あります。

賞与を廃止してその分を月給に組み込む

仮に月給30万円+賞与60万円(年間)とした場合の年間の会社負担額は、642,384円。

賞与を廃止して月給35万円にすると会社の年間負担額は、578,136円。

年間の給与総額は同じでも、保険料計算の仕組みの関係で一人当たり年間64,246円の差が出ます。(給与総額によってこの差は変動します)

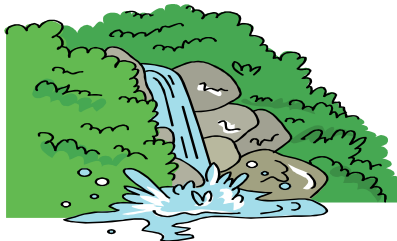


# 経営談義

## 【法人と個人の決算書の違い】

法人は任意の月を決めて年に一回、個人は12月31日を基準日として決算をします。同じ事業を行っていて、同じ経営成績であったとしても、表示される結果は大きく違います。その最大の原因は社長の給料が経費になるかならないかの差です。

仮に社長の給料が年間500万円だった場合、法人の決算ではこれを差し引いた金額が最終利益となりますが、個人の場合は最終利益自体が社長



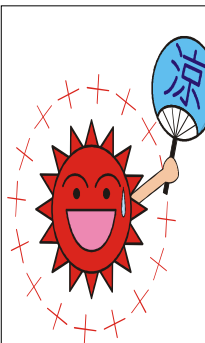
の給料となるため、たとえ400万円の利益が出ていても、毎月給料として引き出す金額(=年間500万円)の方が多ければその差額だけ資金繰りはマイナスになります。

さらに銀行借入がある場合、その返済原資は法人では最終利益+減価償却費になりますが、個人では最終利益+減価償却費-社長の給料の合計額になります。つまり、個人事業の決算書では、相当多額の利益が計上されていないと事業が成り立っていないといえます。この点、法人では決算書上で赤字であっても事業が成り立っているのとは大きく違います。

個人事業で事業計画を立てるとき、このような最終利益

の性質を理解しないまま大甘の計画になり、実際の事業が計画通りに進んでもなぜか資金繰りに行き詰るといった事例を見ました。仕組みを理解していれば簡単にわかることですが、案外そのような簡単なことが見落とされるようです。

個人事業者の中には、僅かな納税額に抵抗して利益を低く抑えているところもあるようですが、現実的には600万円程度の利益を計上できなければ、事業としては成り立っていないと判断せざるを得ないでしょう。



いよいよ暑さも本番です。ここ数年は自分に合うサプリメントを発見して、夏バテとは無縁です。そろそろそのサプリメントの蓋を開ける時期になってきました。

値上げの夏などと言われ、今月から価格が上がったものも多くあります。ただ、テレビなどではその原因が円安のためであると決めつけて、その方向の学者の意見を添えているものもあります。これはマスコミの典型的な偏向報道であり、値上げの原因は円安だけという単純なものではありません。マス「ゴミ」には騙されないようにしたいものです。

あじがわ

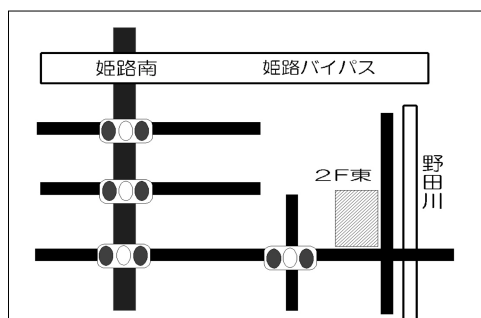
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp